

令和元年8月期 木城町農業委員会定例総会会議録

開催期日	令和元年8月28日(水) 午前8時52分～9時43分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 5番:堀田計一 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進員 6人) 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 1人) 農業委員: 0名 推進委員: 岸法彦
出席職員	事務局長: 淵上達也 専門監: 三隅秀俊 主査: 眞崎哲子
会議録署名委員	2番: 工藤 久美子 3番: 坂本 康充
議事日程	令和元年8月28日(水) 1日間
報告	(1) 8月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(0件) (3) 農家相談日結果報告について(2件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について(2件) ② 利用配分計画の認可について(2件) ③ その他
会議事件	議案第23号 農地法第3条第の規定による許可申請の承認について 議案第24号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第25号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
事務局 (事務局長)	皆さん、お早うございます。若干早いですが、出席予定の農業委員、農地利用最適化推進委員全員お集まりですので、始めたいと思います。岸推進委員につきましては、私事都合のためどうしても出席できないということで欠席届が届いています。 それでは、ご起立ください。ただ今から8月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。一同、礼。ご着席ください。最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>皆さん、改めましてお早うございます。夏が終わろうとしています、あいにく天候不順で作物に悪影響が出ているのではないかと危惧している所あります。焼酎米の稲刈りはほぼ終わっているのではないかと思います、飼料用の稲は、刈取りが出来ず困っておられる農家がたくさんおられるのではと心配です。また、本県を台風が来襲し、本町でも多くの被害がでています。特に台風8号の被害が大きかったと思います。被害に会われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>ところで、最近の新聞紙上を見ますと日米の貿易摩擦ということで、貿易交渉が後日合意と毎日新聞の第一面に載っていました。私の思うところでは、特に牛肉に影響が出てくるのではないかと考えています。自動車の肩代わりかなという感じがします。トウモロコシにつきましては、大量に輸入するということが決定されていますが、こちらはそんなに影響はないかと思います。今朝の農業新聞を見まして、農産物の輸入額は7,400億円と予測されているところですが、調印をするまでは、その詳細は判らないと新聞に書いてありました。私が思うに日本の畜産農家がダメージを受けるのではと思います。そのことが稲作農家に拡大するのでは危惧しています。本町の農家が、今以上に悪くなると思うと、農家自身覚悟しておく必要があるのではと思います。また、自分の身は自分で守るような対策をとっていかなくてはならないと思います。今朝の新聞を見て感じたことを少し触れさせていただきました。勘違いがあるかもしれませんが、私はそう思っているところでもあります。私の思うままをお話しましたが、事実と異なるところがありましたらお許しいただきたいと思います。</p> <p>本日の案件ですが、3件の議案が挙がっています。慎重審議をよろしく願い致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から令和元年8月期の定例総会を開会致します。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名中全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名中6名で1人欠席ですので合計13名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、2番工藤久美子委員と3番坂本康充委員にお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の内三隅専門監と眞崎主査を指名致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、本会議に入ります。議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてです。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 12 番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示大字川原字上野田〇〇番 地目 畑 地積 767 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 1,064 m² 移動区分 売買 売買価格 10 a あたり 250,000 円 経営状況 家族 2 労働力 2 経営面積 7,333 m² 移動の理由 規模拡大 担当は、2 番工藤委員です。資料につきましては 10 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 13 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字下鶴河原〇〇番 地目 田 地積 495 m² 他 7 筆 合計 田 8 筆 4,927 m² 移動区分 売買 売買価格 10 a あたり 400,000 円 経営状況 家族 1 労働力 4 経営面積 22,858 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、1 番鎌田会長です。資料につきましては、11 ページに添付しています。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 12 番につきまして、担当の 2 番工藤委員から説明をお願いします。</p>
<p>(2 番) 工藤 久美子</p>	<p>受付番号 12 番につきましてご説明いたします。譲受人は、川原にある譲渡人の土地を購入したいと、先々月から相談があったことを前回の総会で報告しました案件で、今月の定例総会に挙げられました。10 ページの地図で示してありますように、左のほうの小さい畑は、利用状況調査では B 分類となっています。譲受人はこのことを承知されています。6 月の転用調査に合わせて現地は調査済みです。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 13 番につきまして、担当の私から説明致します。譲受人は、他にも農地はたくさんありますが、この農地をどうして売るのでかと伺いました。11 ページの地図をごらん頂くと判かるように、場所は 2 箇所になります。1 つは下鶴運動公園の隣接地です。ここには高圧線の鉄塔があります。その鉄塔に隣接しています。ここは地形的に、大変複雑で作業がしにくいということと、少し段差があります。ということで、年をとったら危ないのでここでの耕作は辞められるということです。もう 1 つの方は、県道沿いで、形状が三角地で作業効率が悪いということと、入り口が急斜面で、トラクターで踏み外したときに危ないということです。危険を感じるから手放すという話がありました。譲受人が年をとって作業が困難な所を処分して安全なところは自分で耕作を続けたいということです。譲受人につきましては、とにかく規模拡大をしたいということで、以前から言われているとおりであります。譲受人は、</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>川南の方です、私としては出来るだけ隣接した土地の所有者あるいは耕作されておられる方にと考えていますが、当事者間でお話をさせていただきましたので、今回は、申請地の売買についてお互いの意思の確認をさせていただきました。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑ある方は挙手のうえ受付番号を言われて、質疑をお願いします。</p>
<p>(7 番) 後藤 ミホ</p>	<p>受付番号 13 番についてです。譲受人は以前、岩渕の農地を購入されていますが、大きいトラクターなので小さいところには入らないと、今でも耕作されていません。その上段の農地と一緒に耕作してもらえたらと考えたのですが、段差がありすぎて 1 枚にして耕作することは難しいということで、結局、耕作されていない状況です。ここも、見ますと、鉄塔のところに変形した農地ですので、耕作は難しいのではという気がします。その場合には、雑草とか周囲に迷惑をかけないような対策をとっていただけるようお願いいたします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>私が担当ですので、説明を致します。鉄塔のところは九電が舗装をしています、こちらの場所の筆数は 7 筆ありますが、実質は 1 枚になります。大型機械は入ります。もう 1 つの方も 2 筆になっていますが、1 枚に整備されております。こちらも大型機械は入ります。ただ、出入り口の勾配がきついということはあると思いますが、耕作自体に支障はないと思います。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと思います。議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 12 番についてであります。この申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 12 番にいて承認可決とします。</p> <p>つづきまして、議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 13 番についてであります。この申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	全員賛成との事ですので、議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 13 番については承認可決とします。
(事務局) 事務局長	今後、受付番号 12 番で工藤委員から説明のありました農地利用状況調査で B 分類の農地については、譲受人は、非農地証明願いの申請を出される予定でしょうか。
(2 番) 工藤 久美子	その話を譲受人にさせていただいたのですが、このままでいいということでした。
議長（会長） 鎌田 勝敏	耕作をされるということですか。
(2 番) 工藤 久美子	スギの木が生えていて、農地として耕作するには不適だと思えます。譲受人に非農地証明申請のことを説明しましたが、やはり、このままの状態がいいと答えられました。
(事務局) 事務局長	農業委員会としては、B 分類の農地が多く残っている状態は困りますので、そこが山林なら山林に替えるという書類上の手続きをお話し、指導をしていく方向でお願いしたいと思えます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 24 号農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
事務局 (事務局長)	<p>総会資料の 12 ページをお願いします。議案第 24 号農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 7 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字似り出口〇〇番 地目 畑 地積 8,240 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 11,924 m² 利用目的 施設園芸 売買価格 全部で 5,418,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2019 年 09 月 21 日 担当は 8 番平野委員です。農地中間管理機構が行う特例事業となります。資料は、13 ページに添付してあります。以上です。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業となりますので、担当委員の説明は省かせていただきます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>それでは、議案第 24 号 農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。受付番号 7 番について質疑のある方は、質疑をお願いします。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>思います。議案第 24 号農用地利用集積計画（所有権設定）についてであります。受付番号 7 番について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 24 号農用地利用集積計画（所有権設定）について受付番号 7 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 25 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の 14 ページをお願いします。議案第 25 号農用地利用集積計画（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 26 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字小並原〇〇番 地目 畑 地積 2,898 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 5,260 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2019 年 09 月 12 日から 2022 年 09 月 11 日 (3 年) 10 a 当り借賃 10,000 円 経営面積 15.2 h a 家族数 8 稼働労働力 4 担当委員は、3 番坂本委員です。更新の案件です。資料につきましては、15 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 27 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字藤堂田〇〇番 地目 田 地積 1,339 m² 利用目的 稲作 始期・終期 2019 年 09 月 02 日から 2022 年 09 月 01 日 (3 年) 借賃 全部で 10,000 円 経営面積 2.1 h a 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、8 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては 16 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 26 番につきましては更新ということですので、担当委員の説明は省かせていただきます。受付番号 27 番につきまして、平野委員のほうから説明をお願いいたします。</p>
<p>（8 番） 平野 豊文</p>	<p>この案件につきましては、先月農地パトロールをしているときに、借受人の方から、申請の農地を借りたいというお話がありまして、藤井推進員と農地の所有者のところに行き、お話をしましたところ、賃貸借のご承諾をいただきました。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので質疑に入らせて頂きます。議案第 25 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号 26 番、27 番につきまして、質疑のある方は、挙手のうえ受付番号を言ってから質疑をお願いします。質疑はございませんか。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りします。議案 25 号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 26 番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案 25 号第農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 26 番につきまして承認可決とします。</p> <p>つづきまして、同じく受付番号 27 番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案 25 号第農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 27 番につきまして承認可決とします。</p> <p>以上で、本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 9月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、令和元年8月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>